

第3章 食鳥検査（立入検査）の概要

1. 概要

当検査所管内における食鳥処理場は、認定小規模食鳥処理場が1施設あります。令和7年度の食鳥処理羽数は年間0羽でした。

定期的に認定小規模食鳥処理施設への立ち入り検査を行い、監視指導や、収去検査等を実施することで、食鳥処理場における衛生確保ならびに食鳥肉の安全確保に努めています。

2. 食鳥処理施設

1) 大規模食鳥処理施設（30万羽を超えるもの）

四日市市内にはありません。

2) 認定小規模食鳥処理施設（30万羽以下のもの）

四日市市内には1施設あります。

※令和8年3月31日時点

3. 処理羽数

（1）大規模食鳥処理場：（該当施設なし）

（2）認定小規模食鳥処理施設

食鳥の種類	処理施設数	処理羽数
ブロイラー	1	0

4. 監視件数

施設	監視件数
認定小規模食鳥処理施設	1

5. 試験室検査

令和7年度と畜検査部門試験室検査実施状況（食鳥検査）

収去検査結果（モニタリング検査も含む）

【検査項目】

1) 残留抗生物質

品目	残留抗生物質	
	検体数	陽性数
鶏肉	1	0

2) 細菌検査

品目	カンピロバクター		サルモネラ	
	検体数	陽性数	検体数	陽性数
拭取り（包丁、まな板等）	6	0	6	0